

## 那須塩原市まちなか交流センター利用研究会設置規約

(名称等)

第1条 本会は、那須塩原市まちなか交流センター利用研究会(以下「利用研究会」という。)と称し、その事務局を那須塩原市まちなか交流センター(以下「交流センター」という。)内に設置する。

(目的)

第2条 利用研究会は、交流センターの健全な利用促進を図り、もって交流センターのより良い施設運用実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 利用研究会は、その目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 市と連携した交流センター利用調整事業
- (2) 交流センターに係る広報事業
- (3) 交流センター活性化のための自主事業
- (4) 会員間の親睦を図るための自主事業
- (5) 会員及び市が実施する事業への協力
- (6) その他目的達成のために必要と考えられる事業

(会員)

第4条 利用研究会に加入しようとする者は、那須塩原市まちなか交流センター利用研究会加入申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。

- 2 会員は、利用研究会が実施する事業に、積極的に協力するものとする。
- 3 利用研究会を退会しようとする者は、書面にてその旨を記した届出書を会長に提出するものとする。

(幹事)

第5条 利用研究会に幹事を置く。

- 2 幹事は会員の希望者を持って充てるものとし、15名程度とする。
- 3 幹事は、利用研究会の事務の中枢を担う。
- 4 幹事の任期は原則2年(就任の日から翌年度の3月31日まで、但し次年度に就任した場合は就任の翌年の3月31日まで)とし、再任を妨げない。
- 5 幹事が退任を希望する場合は、書面にてその旨を記した届出書を会長に提出するものとする。

(幹事会)

第6条 利用研究会の意思を決定するため、幹事会を開催する。

- 2 幹事会の出席者は、幹事とし、その過半数の出席をもって成立とする。
- 3 幹事会の招集は、会長が行うものとする。
- 4 幹事会の進行は、会長が行うものとする。
- 5 幹事会で決定する事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 利用研究会の規約の制定及び改正に関すること。
  - (2) 利用研究会の活動方針及び事業計画に関すること。
  - (3) 利用研究会の予算及び決算に関すること。
  - (4) 役員及び会員の人事に関すること。

(5) その他利用者の運営について必要と考えられること。

6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、幹事会の結果を会員に報告するものとする。

(役員)

第7条 利用者に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、会計及び監事は、幹事の中から互選する。

2 役員任期は原則2年(就任の日から翌年度の3月31日まで、但し次年度に就任した場合は就任の翌年の3月31日まで)とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 会長は、利用者を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計は、利用者の会計を執行する。

4 監事は、利用者の会計の執行について監査する。

(会費)

第10条 会員は、年会費1,500円を負担するものとする。また、利用者が開催する事業に参加する場合は、必要に応じてその会費を負担するものとする。

2 納付期限までに会費を負担しなかった者は、利用者会員の権利を失う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、利用者の運営等に関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

附 則

この規約は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年12月8日から施行する。